

## 各種奨学金等の申請について（お知らせ）

本校で取り扱っております奨学金についてお知らせいたします。本校生徒が学校を通して申請できる奨学金は下記のとおりです。希望される方は申込書に必要事項をご記入のうえ、**4月6日（土）までに2階事務局にご提出ください**。その後、必要書類をお渡しいたします。なお、団体ごとに審査が行われるので、希望に添わないこともあることをあらかじめご了承くださいませ。何か不明な点がございましたら事務局（047-353-8821）までご連絡ください。

既に（1）または、（2）の奨学金を受けている方は、（1）または（2）に関しては奨学金申込書は不要です。後日、継続の書類をお配りいたします。

## 記

## (1) 千葉県奨学資金（無利子の貸付）

- 【資格】 ・保護者が千葉県内に住所を有する者  
・母子及び寡婦福祉に基づく修学に必要な資金の貸付を受けていない者  
・経済的理由により修学が困難な者  
・連帯保証人（親権者）のほかに、保証人（別生計の成年者）が立てられること

【経済的理由の基準】家計支持者の収入金額が、千葉県教育委員会の定める

採用の収入基準以下であること※中学生の弟又は妹がいるものとして算出

収入目安	区分	給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
	4人世帯	735万円	340万円
	5人世帯	882万円	474万円

【貸付月額】 希望額を選択

自宅通学	自宅外通学
10,000円	15,000円
20,000円	25,000円
30,000円	35,000円

※ 家計支持者とは、父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている人

※ 給与世帯は収入金額（税込み）、給与以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額

【貸付期間】 平成31年4月から卒業まで。※年度当初に収入状況等の調査にて貸付基準を満たさない場合は辞退していただく事があります。

【貸付方法】 生徒本人の口座に毎月振込みます。なお、初回と卒業前は2か月分以上まとめて振込みます。

【その他】 家計状況の急変（保護者の失職、病気等）のため、緊急に貸付の必要が生じた場合には、緊急採用の制度があります。

## (2) 東京都育英資金（無利子の貸付）

- 【資格】 ・保護者が都内に住所を有する者  
・同種の貸付金（給付制のものを除く）を他から借り受けていないこと  
・連帯保証人が申込時に1名（父又は母）、貸付終了時に1名（別生計）の計2名が立てられること

【貸付月額】 月額 35,000円

【貸付期間】 平成31年4月から卒業まで。

【貸付方法】 生徒本人の口座に毎月10日に振込みます。なお、初回は2ヶ月分を5月に。卒業前は3か月分を1月に振込まれます。

## (3) その他奨学金（無利子の貸付）

ア 埼玉県高等学校等奨学金（埼玉県居住者：30年度は月額2.3.4万円から金額を選択、貸与でした）

イ 交通遺児・あしなが育英会（交通遺児：30年度は月額2.3.4万円から金額を選択、あしなが育英会：3万円の貸与でした）

## (4) 鎌形教育振興会等（返済の必要のない給付制度 併用可）

A 鎌形教育振興会（経済的理由により、修学上困難であると認められた者に月額1万円を支給。採用人数 若干名）

B 安田教育振興会（新2年生より、主として県内の母子または父子家庭世帯を対象とし、20～25名の新規奨学生を募集。月額1万円を給付。）

C 朝鮮奨学会（在学中の韓国人・朝鮮人学生の方が対象の奨学金となります。月額1万円を給付。）

## (5) 奨学のための給付金（低所得世帯の生徒に授業料以外の教育費を支給）※返還の必要のない給付金となります。

【資格】 ・生活保護（生業扶助）受給世帯の者、もしくは「市町村民税所得割額」が非課税の者

※就学支援金決定後に対象者の方へ学校よりお知らせを配布致します。

## -----キリトリセン-----

## 奨学金申込書

※提出期限4月6日(土) 厳守

\* 希望する奨学金に○をつけてください。

- (1) 千葉県奨学資金（無利子の貸付） [ ] ※（4）・（5）と併用可  
 (2) 東京都育英資金（無利子の貸付） [ ] ※（4）・（5）と併用可  
 (3) その他奨学金（無利子の貸付） [ ア イ ] ※（4）・（5）と併用可  
 (4) 鎌形教育振興会等（返済の必要のない給付制度 併用可） [ A B C ]

1 年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

※ 進級前のクラスを記入してください。

※ 申込書を提出した方に書類を配布いたしますので、奨学金を希望の方は必ず4月6日（土）までに2階事務局にご提出ください。